

安全運転管理者の 皆様へお願い

道路交通法が改正され、運転者に対する運転前後のアルコールチェックなどが義務化されますので、早めの準備をお願いします。

令和4年4月1日～

- ✓ 酒気帯びの有無を目視等で確認すること
- ✓ 確認結果を記録して1年間保存することが義務化されます。



令和4年10月1日～

- ✓ 酒気帯びの有無を目視等に加えてアルコール検知器を使用して確認すること
 - ✓ 確認した結果を記録して1年間保存すること
 - ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること
(検知器が故障や劣化により正常な測定結果が得られないことがないように、使用期限や回数を厳守し、必要に応じてメンテナンスや買い替えが必要です)
- などが追加されます。

